

駐車違反の対応について

違法駐車は止めましょう！

2008年6月10日から駐車違反をされた場合の対応が変わりました。
駐車違反は短時間でも取締りの対象となります。

レンタカー貸渡約款の改定に伴い、万一、駐車違反の取締りを受けた運転手の方には、下記のご対応をお願いいたします。ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

◎放置車両確認標章が取り付けられていた場合

- 1 速やかに所轄の警察署に出頭し、所定の手続きを完了してください。
- 2 指定の金融機関で反則金の納付を完了してからご帰着ください。
- 3 ご帰着時に「交通反則告知書」および領収日付のある「納付書・領収証書等」の書類を確認させていただきます。

◎「交通反則告知書」および「納付書・領収証書等」のご提示を いただけなかった場合

下記の駐車違反金をお支払いいただきます。

普通車クラス	25,000円
中型車クラス(中型免許対応車両)	30,000円

※ 後日反則金を納付して「交通反則告知書」および「納付書・領収証書等」をご提示いただければ
放置違反金相当額をご返金させていただきます。
ご返金につきましては指定口座へのお振込となり、振込手数料はお客様のご負担となります。

※ 当社が放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人が当社の指定する期日までに規定する
請求額の全額を支払わないときは、一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システムに
登録する等の措置をとらせていただきます。同協会に加盟するレンタカー会社は、該当の
お客様への今後のレンタカーご利用をお断りする場合がございます。